介護サービス事業者自主点検表(平成 27 年６月版)

【特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売】

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	

川越市福祉部指導監査課

TEL　049(224)6237　　e-mail: shidokansa@city.kawagoe.saitama.jp

自主点検表の作成について

1　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等実地指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2　実施方法

（1）　毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（2）　複数の職員で検討のうえ点検してください。

（3）　点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

（4）　「いる・いない」等の判定については、該当する項目に✔をするか、〇で囲ってください。

（5）　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

（6）　特定介護予防福祉用具販売の指定を受けている事業所は、第２も点検してください。

（7）　人員、設備及び運営に関する基準については、「川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」、「川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び「川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」で定められていますが、自主点検表においては厚生労働省令の該当箇所を根拠法令に記載しております。

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略　称	名称
法	介護保険法（平成９年法律第 123 号）
施行令	介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
平 11 厚令 37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年３月 31 日厚生省令第 37 号）
平 18 厚労令 35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年３月 14 日厚生労働省令第 35 号）
平 11 老企 25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成 11 年９月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月９日法律第 124 号）

介護保険サービス事業者自主点検表【特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売】　目次

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>自主点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td colspan="4">第１－１　基本方針（特定福祉用具販売）</td></tr>
<tr><td>基本方針</td><td>特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。

※　介護保険の給付対象となる福祉用具は､「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成 11 年３月 31 日 厚生労働省告示第 94 号）及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成 12 年１月 31 日 老企第 34 号）において定められた種目となります。
(1)　腰掛便座　次のいずれかに該当するものに限る。
①　和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
②　洋式便器の上に置いて高さを補うもの
③　電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
④　便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において水洗機能を有する便器を含み、利用可能であるものに限る。）。ただし、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象となりません
(2)　自動排泄処理装置の交換可能部品
自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。
専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。
(3)　入浴補助用具
座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。
①　入浴用いす
②　浴槽用手すり
③　浴槽内いす
④　入浴台　浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
⑤　浴室内すのこ
⑥　浴槽内すのこ
⑦　入浴用介助ベルト
(4)　簡易浴槽</td><td>□　いる
□　いない</td><td>平 11 厚令 37
第 207 条

準用（平 11 老企 25 第 2 の 2 の(3)</td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの (5) 移動用リフトのつり具の部分		
第１－２ 人員に関する基準（特定福祉用具販売）			
用語の定義	※ 「常勤」 当該事業所における勤務時間（同一敷地内にある他の事業所において、居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 23 条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、１の事業者によって行われる特定福祉用具販売事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、特定福祉用具販売事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。		準用（平 11 老企 25 第 2 の 2 の(3)
	※ 「専らその職務に従事する」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		準用（平 11 老企 25 第 2 の 2 の(4)
	※ 「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具販売と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。なお、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者であっても、常勤換算方法による計算は従前どおりです（例：30 時間勤務の場合は常勤換算１にはなりません）。		準用（平 11 老企 25 第 2 の 2 の(1) 準用（平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A 問２）

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
1 従業者	事業者ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で２人以上配置されていますか。 ※　福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当する者とします。 ①　保健師 ②　看護師 ③　准看護師 ④　理学療法士 ⑤　作業療法士 ⑥　社会福祉士 ⑦　介護福祉士 ⑧　義肢装具士 ⑨　介護保険法施行令第３条第１項に規定する養成研修を修了した者 ⑩　福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者 ※　⑨の「介護保険法施行令第３条第１項に規定する養成研修」とは、介護職員初任者研修課程をいいます。なお既に介護職員基礎研修課程、１・２級課程修了者は、修了した者とみなされます。 ※　福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２人以上とされていますが、当該特定福祉用具販売事業者が、特定介護予防福祉用具販売、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具販売事業者が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。従って、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門員は常勤換算方法で２人でもって足りるものです。	□　いる □　いない	平11厚令37第208条第1項 施行令第4条 施行規則第22条の23 平11老企25第3の11の1の(1)の③
2 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	□　いる □　いない	平11厚令37第209条

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ①　当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 ②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合		平 11 老企 25 第 3 の 12 の 1 の(2)
第１－３　設備に関する基準（特定福祉用具販売）			
設備及び備品等	(1)　事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※　購入申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保してください。 ※　他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 210 条第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 2
第１－４　運営に関する基準（特定福祉用具販売）			
1 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ①　運営規程の概要 ②　福祉用具専門相談員の勤務体制 ③　事故発生時の対応 ④　苦情処理の体制　等 ※　同意は、利用者及び特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 8 条第 1 項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(1))
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 9 条)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(2)）
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の特定福祉用具販売事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 10 条）
4 受給資格等の確認	(1)　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第11条第1項）
	(2)　被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第11条第2項）
5 要介護認定の申請に係る援助	(1)　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第12条第1項）
	(2)　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する 30 日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 12 条第 2 項
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 13 条）
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1)　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第14条第1項）
	(2)　サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第14条第2項）

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 16 条)
9 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 17 条)
10身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨の指導をしていますか。 ※ 証書には、当該特定福祉用具販売事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該相談員の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 18 条) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(8))
11サービスの提供の記録	サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容（種目及び品名）、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。 ※ 「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどです。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は完結の日から２年間保存しなければなりません。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 211 条 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(1)
12販売費用の額等の受領	(1) サービスの提供をした際には、当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けていますか。 ※ 「販売費用の額」とは、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとします。また、指定特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、指定特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、指定特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれます。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 212 条第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(2)の①
	(2) （１)の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができますが、費用の額の受領を行う場合は適切に行っていますか。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 212 条第 2

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	①　通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ②　特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従業者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。		項 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(2)の②
	(3)（２)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 212 条第 3 項
13保険給付の申請に必要となる書類等の交付	特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。 ①　当該特定福祉用具販売事業所の名称 ②　販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ③　領収書 ④　当該特定福祉用具のパンフレットその他当該特定福祉用具の概要	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 213 条
14指定特定福祉用具販売の基本取扱方針	(1)　特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 198 条第 1 項)
	(2)　常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売していますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 198 条第 2 項)
	(3)　自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 198 条第 3 項)
15指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	(1)　サービスの提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 214 条第 1 号

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(2) サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行っていますか。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 214 条第 2 号
	(3) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※ 特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明してください。 ※ 「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 214 条第 3 号 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(4)の②
	(4) 居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。 ※ 福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 214 条第 4 号 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(4)の③
16特定福祉用具販売計画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成していますか。 ※ 福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。 ※ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 　なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案してください。また、特定福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 214 条の 2 第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(4)の④のイ、ロ
	(2) 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	□ いる □ いない	平 11 厚令 37 第 214 条の 2 第 2 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(3)　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 214 条の 2 第 3 項
	(4)　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付していますか。 ※　特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。 　なお、特定福祉用具販売計画は、完結の日から２年間保存しなければなりません。 ※　当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から特定福祉用具販計画の提供の求めがあった際には、当該特定福祉用具販計画を提供することに協力するよう努めてください。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 214 条の 2 第 4 項 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(4)の④のハ、ニ
17利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 26 条)
18管理者の責務	(1)　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第52条第１項)
	(2)　管理者は、当該事業所の従業者に「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」第 14 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第52条第２項)
19運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　その他運営に関する重要事項	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 200 条)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　④の「福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。「販売費用の額」としては、特定福祉用具販売の販売費用の額を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 ※　個々の福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しません。 ※　⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。		平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(6)の③ 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(17)の③)
20勤務体制の確保等	(1)　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 101 条第 1 項) 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(6)の②のイ
	(2)　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。 ※　特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、特定福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。 なお、保管又は消毒を第三者に委託等をする場合は、居宅基準第 203 条第 3 項の規定に留意してください。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 101 条第 2 項) 平 11 老企 25 第 3 の 12 の 3 の(6)の②のロ
21適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門	(1)　福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 201 条)第 1 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
相談員の知識及び技能の向上等	※　特定福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(5)の①)
	(2)　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、サービスの目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。 ※　福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福用用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められています。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものです。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 201 条)第 2 項 準用(平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(5)の②)
22特定福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 202 条)
23衛生管理等	(1)　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 31 条第 1 項)
	(2)　事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 31 条第 2 項)
	※　福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(20))
24掲示及び目録の備え付け	(1)　事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、特定福祉用具販売事業所の従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 204 条第 1 項)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(2)　利用者の特定福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 204 条第 2 項)
25秘密保持等	(1)　従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第33条第1項)
	(2)　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第33条第2項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(21)の②）
	(3)　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※　この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第33条第3項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(21)の③）
	(4)　「個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号)」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成 16 年 12 月 24 日厚生労働省)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	□　いる □　いない	

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>自主点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>※　「個人情報の保護に関する法律」の概要
①　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと
②　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること
③　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること
④　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと
⑤　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと
⑥　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること

※　「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より
　医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。

※　個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>26広告</td><td>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。</td><td>□　いる
□　いない</td><td>平 11 厚令 37
第 216 条(準用
第 34 条)</td></tr>
<tr><td>27居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</td><td>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</td><td>□　いる
□　いない</td><td>平 11 厚令 37
第 216 条(準用
第 35 条)</td></tr>
<tr><td>28苦情処理</td><td>(1)　サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。</td><td>□　いる
□　いない</td><td>平 11 厚令 37
第 216 条(準用
第36条第1項)</td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ①　苦情を受け付けるための窓口を設置する ②　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する		準用（平11老企25第3の1の3の(23)の①）
	(2)　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※　苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※　苦情の内容等の記録は、完結の日から２年間保存しなければなりません。	□　いる □　いない	平11厚令37第216条(準用第36条第２項) 準用（平11老企25第3の1の3の(23)の②）
	(3)　市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□　いる □　いない	平11厚令37第216条(準用第36条第３項)
	(4)　市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	□　いる □　いない	平11厚令37第216条(準用第36条第４項)
	(5)　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□　いる □　いない	平11厚令37第216条(準用第36条第５項)
	(6)　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	□　いる □　いない	平11厚令37第216条(準用第36条第６項)
29地域との連携	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	□　いる □　いない	平11厚令37第216条(準用第36条の2)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(24)）
30事故発生時の対応	(1)　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第37条第1項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(25)の①）
	(2)　(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、完結の日から２年２年間保存しなければなりません。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第37条第2項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(25)）
	(3)　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※　賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第37条第3項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(25)の②）
	(4)　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	□　いる □　いない	準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(25)の③）
31高齢者虐待の防止	(1)　事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。		高齢者虐待防止法第５条

自主点検表【特定福祉用具販売】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ①　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤　高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待防止法第２条
	(2)　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	□　いる □　いない	高齢者虐待防止法第 20 条
32会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ①　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号） ②　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号）	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 216 条(準用第 38 条) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(26))
33記録の整備	(1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 215 条第 1 項
	(2)　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存していますか。 ①　特定福祉用具販売計画 ②　基準第 211 条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③　基準第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録 ④　基準第 36 条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤　基準第 37 条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	□　いる □　いない	平 11 厚令 37 第 215 条第 2 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第２－１　基本方針（特定介護予防福祉用具販売）			
基本方針	特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	□　いる □　いない	平18厚労令35 第281条
第２－２　人員に関する基準（特定介護予防福祉用具販売）			
人員基準	特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者、福祉用具貸与事業者、介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平18厚労令35 第282条第2項
第２－３　設備に関する基準（特定介護予防福祉用具販売）			
設備基準	特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業と特定福祉用具販売事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、特定福祉用具販売事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平18厚労令35 第284条第2項
第２－４　運営に関する基準（特定介護予防福祉用具販売）			
1 特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	(1)　特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 ※　サービスの提供にあたっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	□　いる □　いない	平18厚労令35 第290条第1項 平11老企25 第4の3の12の(1)の①
	(2)　提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□　いる □　いない	平18厚労令35 第290条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(3)　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることが目的とするものであることを常に意識していますか。	□　いる □　いない	平18厚労令35第290条第3項
	(4)　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	□　いる □　いない	平18厚労令35第290条第4項 平11老企25第4の3の12の(1)の②
2　特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	(1)　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	□　いる □　いない	平18厚労令35第291条第1号
	(2)　サービスの提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	□　いる □　いない	平18厚労令35第291条第2号
	(3)　サービスの提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	□　いる □　いない	平18厚労令35第291条第3号
	(4)　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。 ※　「特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。	□　いる □　いない	平18厚労令35第291条第4号 平11老企25第4の3の12の(2)の②
	(5)　介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。	□　いる □　いない	平18厚労令35第291条第5号

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>自主点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>※　福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。</td><td></td><td>平 11 老企 25 第 4 の 3 の 12 の(2)の③</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3　特定介護予防福祉用具販売計画の作成</td><td>(1)　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成していますか。

※　特定介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。

※　特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。
　なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</td><td>□　いる
□　いない</td><td>平 18 厚労令 35 第 292 条第 1 項

平 11 老企 25 第 4 の 3 の 12 の(3)の①</td></tr>
<tr><td>(2)　特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</td><td>□　いる
□　いない</td><td>平 18 厚労令 35 第 292 条第 2 項</td></tr>
<tr><td>(3)　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</td><td>□　いる
□　いない</td><td>平 18 厚労令 35 第 292 条第 3 項</td></tr>
<tr><td>(4)　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付していますか。

※　特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで利用者の同意を得なければならず、また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。
　なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、完結の日から２年間保存しなければなりません。

※　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防支援事業者から介護予防福祉用具貸与計画の提供の求めがあった際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を提供することに協力するよう努めてください。</td><td>□　いる
□　いない</td><td>平 18 厚労令 35 第 292 条第 4 項

平 11 老企 25 第 4 の 3 の 12 の(3)の③</td></tr>
</table>

自主点検表【特定福祉用具販売】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
4　その他運営基準	その他運営基準は、特定福祉用具販売事業の運営基準と同様です。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第３　変更の届出等			
変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、１０日以内にその旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出ていますか。 ①　事業所の名称及び所在地 ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③　申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該特定福祉用具販売の指定に係る事業に関するものに限る。） ④　事業所の平面図及び設備の概要 ⑤　事業所の管理者の氏名,生年月日,住所及び経歴 ⑥　運営規程 ⑦　役員の氏名、生年月日及び住所 ※　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。		法第 75 条第 1 項 法第 75 条第 2 項

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>自主点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td colspan="4">第４　その他</td></tr>
<tr><td>１　介護サービス情報の公表</td><td>指定情報公表センターへ年１回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。

※　新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。
※　原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が１００万円を超えるサービスが対象となります。</td><td>□　いる
□　いない</td><td>法第 115 条の 35 第 1 項

施行規則第 140 条の 43、44、45</td></tr>
<tr><td>２　業務管理体制の整備</td><td>(1)　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。
（届出先）
①　指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣
②　指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事
③　すべての指定事業所が１の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事
④　すべての指定事業所が１の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長
⑤　地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長（市福祉部介護保険課）
※事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</td><td>□　いる
□　いない</td><td>法第 115 条の 32 第 1 項、第 2 項</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>自主点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>※　事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。
ア　事業所数20未満
・整備届出事項：法令遵守責任者
・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等
イ　事業所数20以上100未満
・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程
・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要
ウ　事業所数100以上
・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施
・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要</td><td></td><td>施行規則第140条の39、40</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。</td><td>□　いる
□　いない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(3)　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。

※　行っている具体的な取組（例）の①から⑤を○で囲むとともに、⑤については、その内容を御記入ください。
①　介護報酬の請求等のチェックを実施
②　内部通報、事故報告に対応している
③　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している
④　法令遵守規程を整備している
⑤　その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>□　いる
□　いない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(4)　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。</td><td>□　いる
□　いない</td><td></td></tr>
</table>